



TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42, Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
E-MAIL: inter@tjprannarai.co.th URL: http://www.tjprannarai.co.th TEL: 0-2712-3199 FAX: 0-2712-3201
TAX ID: 0105544009103 (Head Office)

タイ国 法律改訂情報 Vol. 70 (2016年10月20日発行)

みなさま、こんにちは。タイ国法律改定情報 Vol. 70 は、「会社の運動会は労災か否か？(最高裁判例 3878/2531 号)」をお送り致します。現在、泰日経済技術振興協会で労働法の講師をしておりますが、その中で“労災”について質問を受ける事が多くありました。その中で、今回は会社で行う“運動会(Sports Day)”での事故は労災と認められなかった最高裁の判例をご紹介します。

会社の運動会は労災か否か？(最高裁判例 3878/2531 号)

【原告】労働者 A の妻

【被告】会社 X

【概要】会社の運動会で死亡した労働者 A。は労働災害か否か？

会社 X は就業規則でイベントとして労働者間の運動会を行う旨の規則を定めていない。

「開催を許可する」という会社 X の命令は労働者間の運動会の開催を許可しただけのものである。労働者が運動会の競技に参加するか否かについて、労働者に何らかの競技への参加を義務付ける命令とみなされる強制はなかった。労働者が自らの意思で競技に参加し、その結果死亡した場合、労働者が業務による危険に遭遇し、会社 X が労働者に対して労災給付金を支払わなければならない事例とはみなされない。

原告(労働者 A の妻)は次の通り訴えた。

「労働者 A は労働者全員が競技に参加しなければならないとする会社 X の方針である定期運動会に参加した。競技時、労働者 A は脳血管破裂により倒れ、その後死亡した」

原告(労働者 A の妻)は県労働事務局給付金担当者に対して労働災害給付金申請を提出した。労働災害給付金担当者は審査を行い「労働者 A は社内運動会中に危険に遭遇したものであり、会社 X の業務中により危険に遭遇したのではない」との裁定を下した。

原告(労働者 A の妻)は前述の裁定は適法ではないと考えた。前述の裁定を取り消し、被告に労働災害給付金を支給させるように求めた。

中央労働裁判所は県労働事務局の裁定及び給付金基金委員会の裁定を取り消し、被告(会社 X)に訴えの通り給付金を支給するよう判決を下した。会社 X は不服とし上訴した。

最高裁判所労働裁判課は次の通り裁定を下した。

運動会は会社 X のイベントであり、また会社 X の代表取締役が運動会を開催した。複数の競技に参加する選手の名簿の中に労働者 A は白組の 13 人目の選手として綱引きに参加したとある。また会社 X の代表取締役は「開催を許可する」と命じた。

会社 X はイベントとして労働者間の運動会を行う旨の規則を定めていない。「開催を許可する」とした会社 X の代表取締役の命令は労働者間の運動会の開催を許可しただけのものである。労働者が競技に参加するか否かについて、労働者に何らかの競技への参加を義務付ける命令とみなされる強制はなかった。

よって会社 X の命令は労働者 A に何らかの競技への参加を義務付ける会社 X の命令とはみなされない。労働者 A が自らの意思で競技に参加した場合について、業務による危険遭遇とはみなされない。中央労働裁判所判決を覆し、原告(労働者 A の妻)の訴えを棄却する。

タイ国法律改定情報は毎月第 3 木曜日に発行しております。

今回は、2016 年 11 月 17 日(木) です

【こぼればなし】

9 月に続き、10 月の月例会議の席で「母国語のセンスを磨こう」という話しをタイ人、日本人社員の前で行いました。

当社は翻訳、通訳派遣、法律関連本の出版を行っている会社のため、多くの社員がバイリンガルです。外国語を学ぶのはもちろん推奨すべきことなのですが、それよりも母国語を如何に学ぶかが重要であると考えます。

私が書いたもので恐縮なのですが、「母国語のセンスを磨こう」の日本語とタイ語訳(意訳)を無料で差し上げますので、ご興味がある方はご連絡ください。

→maeda@tjprannarai.co.th (前田)

【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: jpntrans@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

TJP サービスのご案内

★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定N1の経験者が対応いたします。

商談、労働訴訟、技術研修、会計監査、M&Aなど難易度が高い案件の対応可能です。

★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験 10 年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

★各種ご相談

法律関連のご相談は有料となっております。相談料は 1 案件 5,000THB〜となっております。

★定型フォーマットのご紹介

お客様からの「フォーマットを作って欲しい」というお声から生まれました。

社内で頻繁に使用される定型フォーマットを販売しております。

日本語・タイ語のセットで 1,500THB です。

「雇用契約書」「警告書」「退職届」「解雇通知書」「給与証明」など

9 種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>